

年度を越える国庫余裕金の繰替使用

特別会計に関する法律(平成19年4月1日施行)等において、政府短期証券を発行する外国為替資金や財政融資資金に対し、年度を越える国庫余裕金の繰替使用を可能とする措置を盛り込みました。

